

文部科学省における防災体制等の整備について

(1) 文部科学省防災業務計画の策定

文部科学省では、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法等に基づき、総合的な防災対策の確立並びに災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興にわたる諸施策を総合的に推進することを目的とする「文部科学省防災業務計画」を策定している。

防災業務計画の目標

学校等における児童生徒等の生命、身体の安全を図ること。

災害による教育研究遂行上の障害を取り除き、教育研究活動の実施を確保すること。

文教施設及び研究開発機関等の施設・設備等の防護・復旧に万全を期すること。

防災に関する研究活動等の効率化を図ること。

原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図ること。

被災者の救援活動に関し、的確な連携、協力を行うこと。

(2) 災害発生時の情報の収集・伝達体制（別紙参照）

文部科学省では、防災業務計画において、災害発生時の情報収集・伝達体制について規定し、関係機関との情報共有を図っている。

防災担当者（施設企画課員等）が、内閣府からの一斉連絡用ポケットベル、また、関係省庁、テレビ等からの情報により、災害発生を了知後、必要に応じて本省に参集するとともに省内関係者に周知する。

災害による被害状況について、国立学校、都道府県教育委員会等から情報を収集し、把握した情報を内閣府等へ連絡する

児童生徒の安全確保、二次災害防止等の所要の応急措置が講じられるよう、国立学校、都道府県教育委員会等に対し要請する。

(3) 学校における防災体制の充実

文部科学省では、阪神・淡路大震災の経験を生かし、学校等における地震対策を中心とした防災体制の充実に資するため、「学校等の防災体制の充実に関する調査研究」を実施し、平成7年11月に基本的な考え方等について取りまとめを行った。また、その後、学校や教育委員会等の参考となるよう、

学校防災計画に盛り込むべき事項

防災教育を進める上での留意事項

地震の際の児童生徒等の安全確保のために教職員が果たすべき役割等についての具体策を取りまとめ、平成8年9月各都道府県教育委員会等に指針として提示した。これらを受けて、現在全国各地で学校、教育委員会、地域が連携し、各地域の実情を踏まえた防災体制の整備が推進されている。

(4)防災教育の充実

災害時に自ら適切な行動をとれるようにするためには、学校における防災教育をより一層充実し、子どもの時期から正しい防災知識をかん養していくことが重要である。

文部科学省においては、学校における防災教育の充実を図るため、各学校における安全指導の進め方や避難訓練の実施を含む指導計画の作成などに関する教師用指導資料の作成・配布等の施策を講じている。

防災教育の充実に関する主な施策

施 策	内 容
教師用指導資料の作成・配布	各学校における安全指導や避難訓練等の指導計画について解説
防災教育教材の作成・配布	地震等の自然災害に対する備えと安全確保のための適切な行動等について解説
防災教育に関する研修会の開催	地震による災害の危険性と安全確保の方法等防災教育に関する研修会

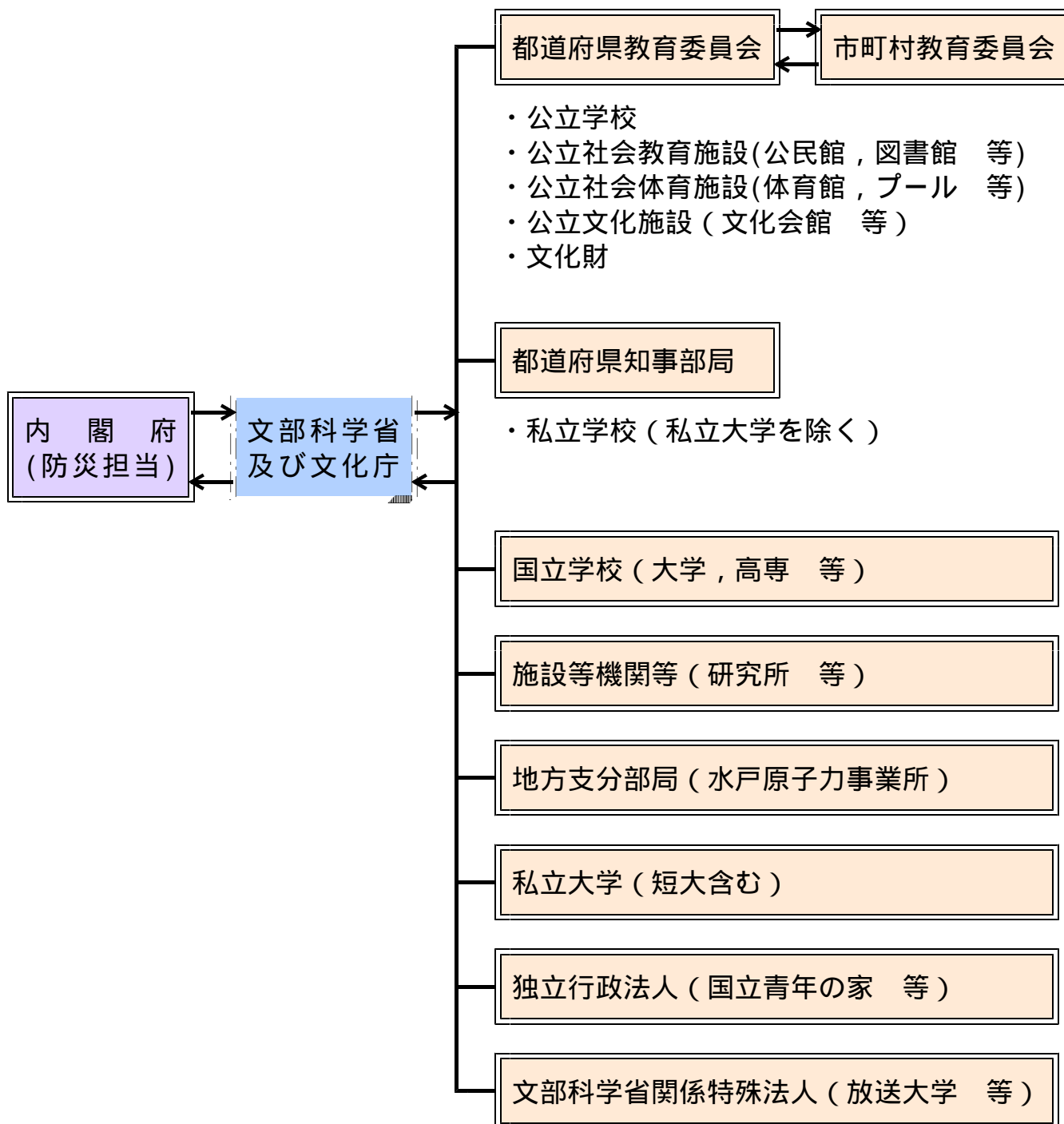
(5)被災時における児童生徒等の心のケアへの対応

災害時の児童生徒等の心のケアを図ることは極めて重要であり、文部科学省では、心のケアの方法や実際の場面での対応等について整理した教師用の手引きを配布するなどの対応に努めている。

関連する事業

事 業	内 容
P T S D 等に対する心のケアパンフレット等の作成	P T S D (外傷後ストレス障害)等子どもの心のケアについての基本的知識や対応方法について解説(保護者に配布)
健康相談活動支援体制整備事業の充実	専門医等を活用した健康相談活動に対する支援や事件・事故発生地域で心のケアを行う際に活用できる人材のデータベースの作成等

災害発生時における情報の流れ



F A X 及び電話等により，被害情報の収集・伝達等を実施。